



# 全ての子どもが 楽しく輝いた学校生活を送れるように

平成29年6月 神崎町教育委員会

一人一人の子どものニーズに応じた教育を推進するために、学校は、環境を整え、個に応じた配慮をしています。

「障害者差別解消法」の施行を受け、お子さんが障害の有無にかかわらず、自分らしく生き生きと生活や学習ができるように、更にきめ細やかな配慮（合理的配慮）をしています。

「障害者差別解消法」とは…

すべての人が障害の有無にかかわらず、お互いに尊重しあいながら共に生きる社会を目指して施行されました。

- \* 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
- \* 合理的配慮の提供義務  
(国・地方公共団体)

## 合理的配慮の例

- ・ 個別に提供されるもの
- ・ 財政、体制上に過度な負担のない範囲で実施する



Aさんへ  
タイム・タイマーで時間を視覚的に分かりやすく



Bさんへ  
個別に学習の順序を示して、見通しをもちやすく



Cさんへ  
シンボルマークを示して気持ちに気づきやすく

お子さんのより良い成長のために、本人・保護者と関係者が一緒に話し合い、必要な配慮をしています。お困りのことがありましたら各学校（学級担任）に申し出てください。

また、神崎町にも相談窓口がありますので、ご相談ください。

学校教育係（72 - 1601）

※合理的配慮の詳しい説明を各学校のホームページに掲載していますのでご覧ください。